様式１

八百津町告示第５号

　　　八百津町中小企業・小規模企業振興基本条例にかかる意見の募集について

　上記案件について、パブリックコメントを実施します。

　平成２９年１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八百津町長　金子政則

（１）　パブリックコメントとは

　　　町が基本的な計画や条例等を定めるために、その趣旨、目的、内容等を公表して、広く住民の方から意見を募集し、その意見を考慮しながら最終案を決定するものです。

（２）　制定の趣旨、目的

　　　中小企業及び小規模企業は、就業機会の提供、地域経済の安定、地域住民の安定、地域住民の生活の向上、新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在です。

　　　地域経済の更なる活性化及び町民の生活の向上に寄与するためには、八百津町の中小企業及び小規模企業の持続的な振興が不可欠で、八百津町において中小企業・小規模企業対策の一層の推進を図ることが求められます。

　　　八百津町では、中小企業及び小規模企業の振興のために、基本理念を定めるとともに、八百津町商工会や金融機関等の関係機関と連携して支援していくため、必要な施策を総合的に推進するためにこの条例を制定するものであります。

（３）　条例の案　　　八百津町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）（別添）

（４）　意見募集期間　　平成２９年１月２５日（水）～平成２９年２月１７日（金）

（５）　公表案等の公表場所　　町ホームページ、担当課窓口、各出張所

（６）　提出書類　　パブリックコメント手続による意見書

（７）　提出方法　　・書面（総務課）

　　　　　　　　　　　・郵便（〒505-0392　八百津町八百津3903番地2八百津町役場総務課行政係行）

　　　　　　　　　　　・ホームページから入力

　　　　　　　　　　　・ファクシミリ（0574-43-0969　　八百津町役場総務課行政係宛）

　　　　　　　　　　　・電子メール（[yaotsu@town.yaotsu.lg.jp](mailto:yaotsu@town.yaotsu.lg.jp)）

（８）　お問い合わせ先　　　産業課商工観光係（電話0574-43-2111（内線2253））

様式１

（９）　注意事項

　　　　・電話での意見の受付は行いません。意見の提出は（７）のいずれかの方法で、

　　　　書面にて提出して下さい。

　　　　・「パブリックコメント手続による意見書」には住所、氏名を記載してください。

　　　　記載の無いものの受付は行いません。

　　　　・提出いただいた意見の概要、それに対する町の考え方は公表します（住所、氏名

　　　　は公表しません。）個々の回答は行いませんのでご了承ください。また、情報公開

　　　　請求があった場合、個人が特定できる部分を除き、公開の対象となります。